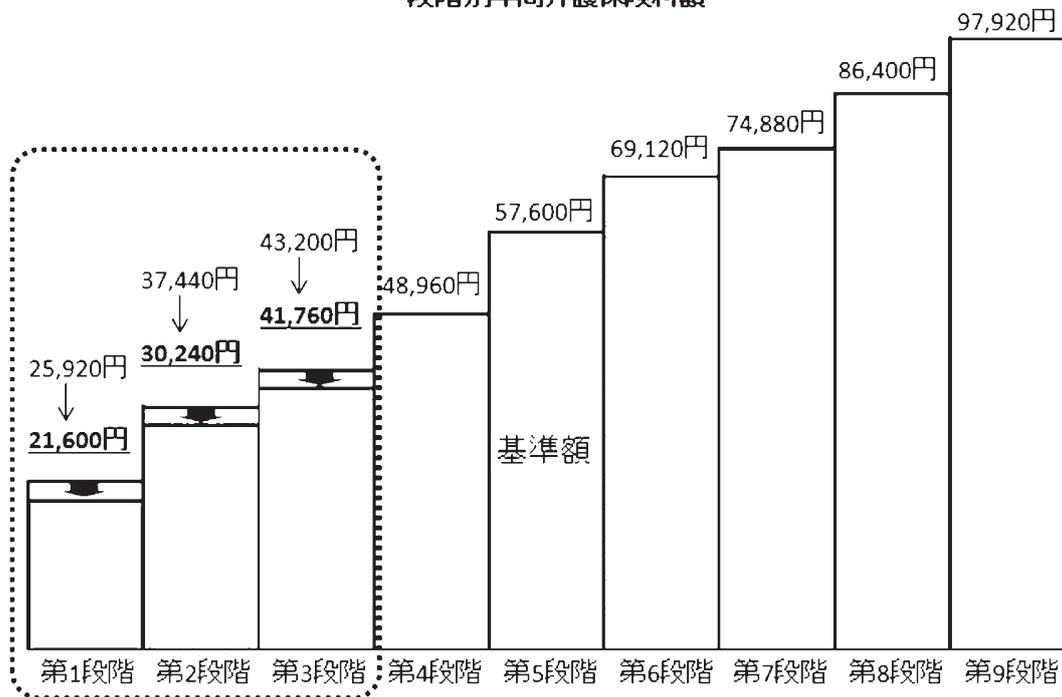


介護保険料の一部軽減について

段階別年間介護保険料額



第1段階から第3段階の介護保険料が軽減されます

65歳以上の人を対象とした郡上市の介護保険料は9段階に分かれています。世帯全員の住民税課税状況、及び本人の所得によって、該当する段階の介護保険料が賦課されています。

令和元年10月から消費税が10%へ引き上げられる予定となっており、所得が少ない人の負担軽減を図るため、第1段階から第3段階の介護保険料が軽減されます。令和元年度（平成31年度）の介護保険料について、いずれも年額で第1段階が25,920円から21,600円、第2段階は37,440円から30,240円、第3段階は43,200円から41,760円と変更されます。

《第1段階から第3段階に該当する人》

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ▶生活保護を受けている人 ▶世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人または前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ▶世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ▶世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人

令和元年度（平成31年度）の介護保険料は7月下旬に通知しました

令和元年度（平成31年度）の介護保険料納入通知書は7月下旬に発送し、上記軽減が適用された内容となっています。確認をお願いします。

＜問い合わせ先＞

健康福祉部高齢福祉課 ☎67-1807